

(別添)

ナンバープレートの地域名表示細分化の考え方(整理案)について

平成16年5月
国土交通省 自動車交通局
技術安全部 管理課

1. 背景等

ナンバープレートの地域名(例:品川、横浜、神戸等)は、その自動車の使用の本拠の位置を表すものとして、業務を担当する運輸支局や自動車検査登録事務所を示しているものですが、近年、地域振興等のために、新たな自動車検査登録事務所の新設をせずに新しい地域名表示の創設など地域名表示の弾力化の要請が国土交通省に出されました。

しかしながら、地域名表示の細分化を行うには幾つかの課題があり、国民各層の意見を踏まえて判断されるべきものであることから、自動車交通局において、有識者の方々による「ナンバープレートの地域名表示細分化等に関する懇談会」を開催してきましたが、本年3月に「一定のまとまりのある地域で、自動車ユーザーの意向を十分踏まえたものについては、地域名表示細分化ナンバー(仮称)の導入が適当」との懇談会報告が取りまとめられました。

自動車交通局においては、この報告に沿って地域名表示細分化の考え方(整理案)について、ホームページに公表し、パブリックコメントに付することとしました。

2. 地域名表示細分化ナンバー(仮称)の概要

(1) 対象となり得る地域の基準

地域名表示の細分化を行う場合の対象となり得る地域は、他の地域と区分して取り扱うことが社会的に見て合理的であることが必要である。また、保有車両数等に大きな差があると、登録等の業務の効率やナンバープレートの安定的供給を阻害する恐れがある等の課題があるため、次の基準に適合する地域とする。

地域特性や同一経済圏等の一定のまとまりのある地域(単独の市区町村ではなく複数の自治体の集まり)であり、広く認知

されている地域であること。

過少の地域名表示細分化ナンバー（仮称）を作ることのないよう、当該地域の保有車両数は、登録自動車で見した場合に最低10万台を超えていること。

県内の地域区分上、極端なアンバランスを生ずることのないような地域であること。（保有車両数、人口など）

（2）新設する地域名

当該地域を表すのにふさわしいものであり、全国的にも認知されていること。

新地域名は、既存の都道府県の名称、運輸支局や自動車検査登録事務所の所在地名や類似した地域名を使用しないこと。

新たに設ける地域名は、見やすいものであるほか、覚えやすく、読みやすいものであること。

「漢字」で「2文字」を原則とし、特に必要な場合に例外的取扱いを認める。

（3）導入の方法

地域名表示細分化ナンバー（仮称）は、当該地域の希望するユーザーにのみ付与するのではなく、全てのユーザーに付与することとする。

なお、従来の自動車検査登録事務所設置の場合と同様の取扱いとし、ある時点で強制的にナンバーを変更させるのではなく、自動車の登録内容に変更（譲渡や住所変更など）が生じた時に、新しい地域名表示のナンバープレートとする。

（4）費用負担

地域名表示の細分化を行うに当たり必要となる経費の負担について、これが地域振興、観光振興を目指した地域の要望に基づくものであることから、その費用を該当する地域で負担することも考えられるが、全国どの地域でも要件を満たす場合には対象となり得るものであり、当該地域に負担を求めないこととする。

(5) その他

全国的に導入する制度であり、全国的なバランスを考慮し、特定の都道府県に集中しないようにする。

3 . 地域名表示細分化ナンバー（仮称）の導入の手続き

(1) 各地域での手続き

地域名表示細分化ナンバー（仮称）は、当該地域の住民（自動車ユーザー）の意向であることが前提であり、当該地域の全自治体の合意であることに加え、当該地域のまとまり、県内のバランス等の判断に県全体の合意が必要である。従って、対象となる地域の範囲や地域名など、地域として必要な合意等の手続きについて、次のとおりとする。

特定の団体ではなく、自動車ユーザーの民意の反映も含めた要望とし、民意についての取りまとめは、地域内の各自治体がおこなうこと。

（例：地域内の自動車ユーザーアンケート）

該当する地域の各自治体毎に関係団体や民意を取りまとめ、議会の支持も得て該当地域の総意として都道府県に要望すること。

都道府県は、地域名表示細分化ナンバーについて地域の基準や地域名の基準等の要件への適合性、必要な手順が踏まれているか否かを判断し、妥当と判断されるものについて国土交通省へ要望すること。

(2) 国の手続き

都道府県からの要望を受けた国土交通省では、関連するシステムの運用団体等との調整を行った上で、導入を認める地域名表示細分化ナンバー（仮称）を決定する。

以上